

こんな  
ときも

そうだ、**行政書士**に相談しよう!

**行政書士**がお役に立ちます!



### 暮らしのお困りごと

#### 遺言・相続について 知りたい

残されたご家族が困らないよう、プロの視点から遺言・相続についてアドバイスします。また、相続関係説明図や遺産分割協議書の作成も行います。



#### 契約書を作りたい

大切な約束を書面に残すことは、後のトラブルを予防するためにも重要です。行政書士は契約書作成の代理を行います。



#### 自動車の 登録手続きをしたい

自動車の購入や、引越しによる登録変更など、忙しい皆さんに代わって行政書士が管轄の運輸支局や警察への手続き、書類作成を行います。



#### 日本国籍を取得したい

日本国籍の取得に関わる法務大臣への帰化申請や、さまざまな審査書類の作成など、各種手続きのアドバイスやお手伝いをします。



#### 土地活用について 相談したい

自分の土地であっても、都市計画法や建築基準法、農地法といった関連法規に注意が必要です。土地利用の手続き、各種申請もご相談ください。



#### 内容証明について 相談したい

内容証明は、契約後のクーリングオフなどに有効な手段です。行政書士は、皆さんの意思に基づき、文書の作成を代理します。



### ビジネスのお困りごと

#### 外国人の在留・ 就労のための手続き

外国人が日本で就労する際に必要な在留資格の認定証明書交付申請や変更許可申請など、出入国在留管理に関する業務も専門家である行政書士にお任せください。



#### 法人設立の手続き

株式会社や協同組合、財団法人、社団法人、NPO法人など、さまざまな法人設立のお手伝いをします。



#### 各種許認可申請

建設業の許可申請や宅地建物取引業の免許申請など、事業を行うのに必要な許認可はたくさんあり、高い専門性が求められます。間違いのない手続きが行えるようサポートします。



#### 中小企業支援

行政書士は、企業の経営や事業活動に関するアドバイス、助成金の申請、知的資産経営の導入や報告書の作成などを通して、中小企業をサポートします。



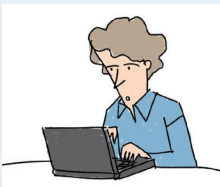
#### 著作権に関する 登録申請など

著作物など、皆さんの大切な知的財産を守るのも行政書士の仕事です。著作権に関わる各種申請や契約書の作成もお任せください。



#### オンライン申請・調達

近年、インターネット上で申請ができる自治体が増えています。行政書士は、各種オンライン申請の手続き代理もを行います。

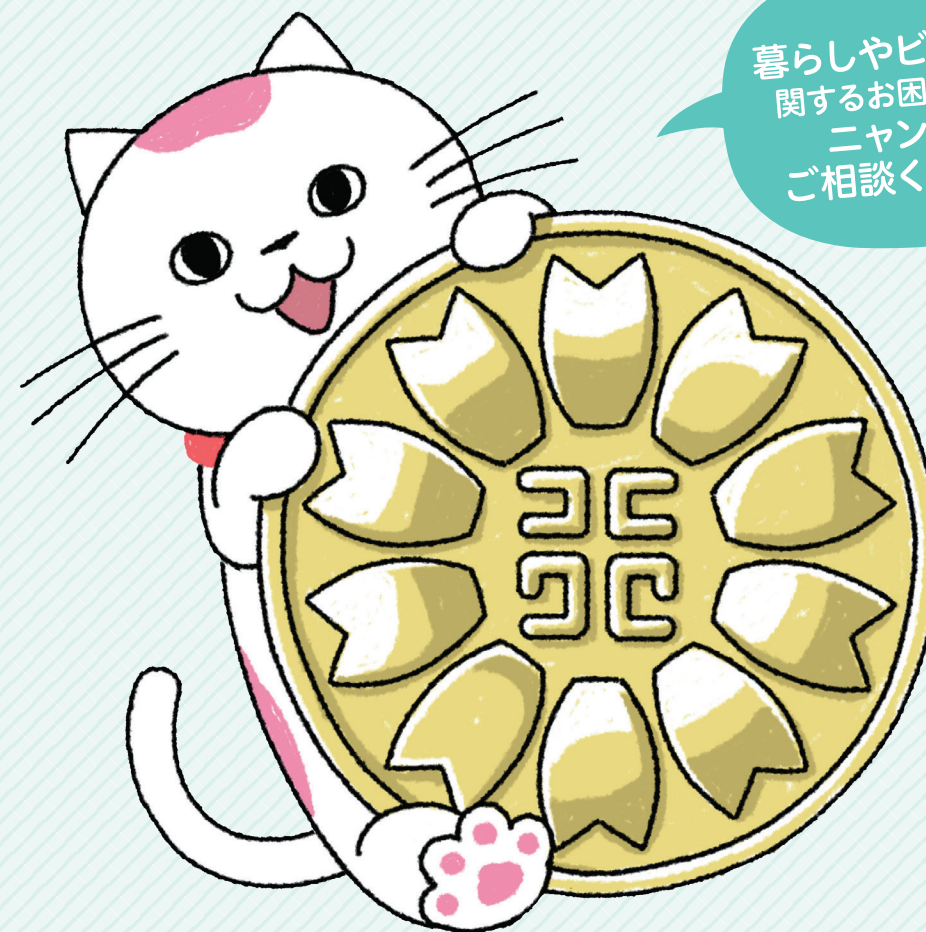


そうだ、**行政書士**に相談しよう!

# 頼れる街の法律家

# 行政書士 活用ガイド

暮らしやビジネスに  
関するお困りごとは  
ニャンでも  
ご相談ください!



暮らしを支える、5万人の力。



日本行政書士会連合会

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号

虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL:03-6435-7330



日本行政書士会連合会



# 「頼れる街の法律家」行政書士。 皆さんの“どうしよう”に 今日も向き合っています。

日々の暮らしやビジネスの中で、出てくる困りごと。

誰に相談したらいいかわからない時、行政書士がお役に立てるかもしれません。

私たちは、面倒な書類の提出や申請を行ったり、相談に乗ることで、

皆さんの“どうしよう”を解決するお手伝いをしています。

自動車に  
関すること

日本国籍  
取得に  
関すること

契約書に  
関すること

土地活用に  
関すること

暮らしのお困りごと

遺言・相続に  
関すること

内容証明に  
関すること

## 行政書士に 相談してみよう!

外国人の  
在留・就労に  
関すること

オンライン  
申請に  
関すること

ビジネスのお困りごと

各種許認可  
申請に  
関すること

著作権に  
関すること

中小企業  
支援に  
関すること

法人設立に  
関すること

相続に遺言書、  
わからないことが  
たくさん…

自動車を買ったのは  
いいけれど、手続きは？

日本国籍を  
取得するには  
どうしたらいい？

会社を作るには  
誰に相談すれば  
いいんだろう？





# 遺言・相続の「困った…」は、 “行政書士”に相談しよう！

相続トラブルを未然に防ぐのに有効な「遺言書」。

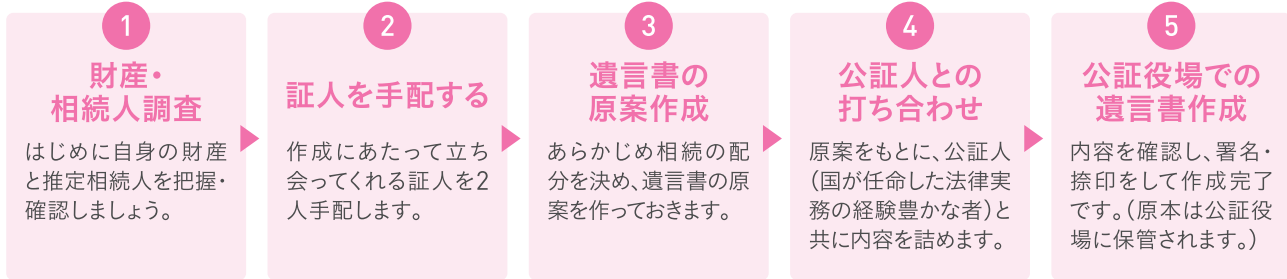
故人の遺言書がない場合には、相続人同士の話し合いで遺産配分を決定する「遺産分割協議」を経て、相続手続きを行うことができます。行政書士は、皆さんの「どうしよう…」を解決します。

## 確かな遺言書を作成するための流れ

さまざまな書類や証人を用意し、1人で遺言書を作るのはとても大変！  
行政書士が遺言者の意思が正しく伝わる遺言書作成をお手伝いします。



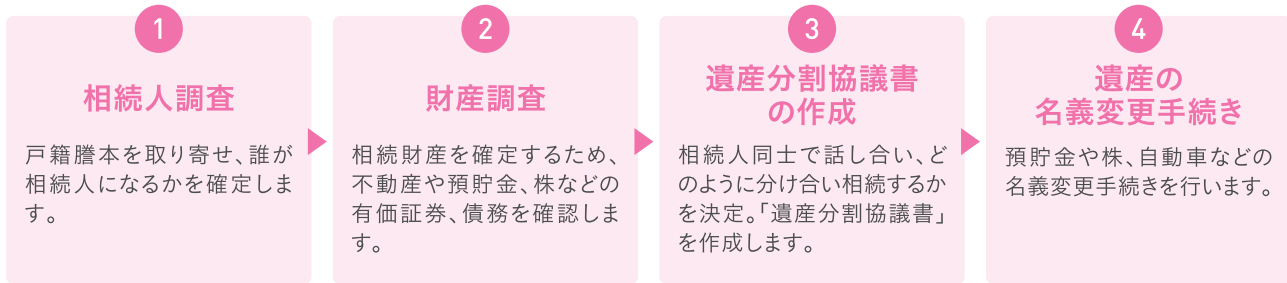
「遺言書」は、遺言者本人が自筆で作成することもできますが、内容に不備があれば無効となってしまいます。有効性を担保するためにも「公正証書遺言」がおすすめです。行政書士が作成のサポートをします。



## 遺言書がない場合の相続(遺産分割協議)の流れ



遺産分割協議もまた、たくさんの調査や書類、話し合いが必要となります。  
行政書士なら相続手続きの全般において、きめ細やかなサポートが可能です！



遺言・相続に関する  
**詳細**はこちらから



どうやら、遺産相続にはいろいろなパターンがあるみたい！

# 解決★ ユキマサくん！

今回のお困りごとは、自分の「遺産」をどうすればいいかわからないというものです。



**1** ここは、コスモスタウンにあるコスモ神社。まもる先生のおじいさんに会うために、ユキマサくんがまもる先生と境内に入ると、そこには先客が。。

**2** ばあちゃん！あの、どうしたの？

**3** おじいちゃん、どうしたんですか？

いよいよ、きたなまもる。この方が、遺産相続について、知りたいそうなんだ。よかったら教えてやってくれないか？

いっしょに、いっしょに、いっしょに。

なんでも、自分が死んだあとの遺産がどうなるか、心配なんだそうだ。

そうなんだね！遺産相続のことも行政書士が相談にのってくれるんだよ。

**4** まず、法定相続人というものがあって、相続できる順位、財産の取得割合は民法によって決められています。

法定相続人の範囲	配偶者
	子供
	親
	兄弟姉妹

**5** 生前に『遺言書』を作成することで、自分自身で相続の配分を決めることもできるんですよ。また、相続人全員で協議し、『遺産分割協議書』を作成することで法定相続分とは違う配分にもできます。

相続順位	法定相続人と法定相続分	
第1順位	配偶者 1/2	子供 1/2*
第2順位	配偶者 2/3	親 1/3*
第3順位	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4*

\*人数で分けます

**6** そうなんだ！遺言書や遺産分割協議書を作成することで、法定相続分を変更することもできるんだね！

**7** 事前に思いを形にしておくといざという時、よかった、よかった。

どうやら、まもる先生のアドバイスを受けて、『遺言書』を作成しておくといいようだよ。

**解決**

ホームページもご覧下さい。

解決 ユキマサくん!

日本行政書士会 連合会





# 「外国人を雇用したい」 「日本国籍を取得したい」と思ったら、 「行政書士」に相談しよう！

外国人を雇用するには出入国在留管理局への申請手続きが必要です。  
行政書士は手続きを代行し、ビザや在留資格の取得をサポート。企業側だけでなく、「日本で働きたい」「日本国籍を取得したい」という外国人の方の相談にも対応します。

## そもそも「ビザ(査証)」と「在留資格」の違いって？

便宜上、「ビザ(査証)」と「在留資格」をまとめて、  
ビザや就労ビザということがありますが、実は別々のものなのです。  
その違いをしっかりと理解して、間違いなく申請するようにしましょう！



ビザ(査証) → 日本に上陸の申請をするために必要なもの

在留資格 → 外国人に日本での滞在や就労を許可するもの

## 外国人雇用のためのビザ(査証)取得・在留許可申請の流れ



日本では就労の内容や就学、永住、外国人配偶者の在留を認めるものなど、さまざまな種類の在留資格があります。行政書士は在留する目的や活動に合わせて、在留資格の取得・変更・更新に幅広く対応しています。

- 1 出入国在留管理局へ「在留資格認定証明書」の交付申請
- 2 「在留資格認定証明書」が交付(申請から2週間~3ヶ月程度)
- 3 在外日本大使館・領事館で「ビザ(査証)」の発給申請・取得
- 4 海外からの来日・上陸審査・在留資格の付与
- 5 在留資格に基づいた日本での雇用・就労がスタート!

※相手国によって、さらに就労するための手続きが必要な場合があります。

## ? 教えてまもる先生! 日本で暮らす外国人が帰化申請をしたい時は…?



近年、日本での長年の暮らしやお子さんの成長・進学を機に、日本国籍の取得を希望する人が増えています。そんな時の帰化申請の手続きも行政書士がサポートします。帰化申請に欠かせない要件のチェックや必要な書類の収集と作成、法務局への申請、面接対策までまるごと支援。スムーズな許可申請をお手伝いします!



在留許可・帰化申請に関する  
詳細はこちらから

在留許可



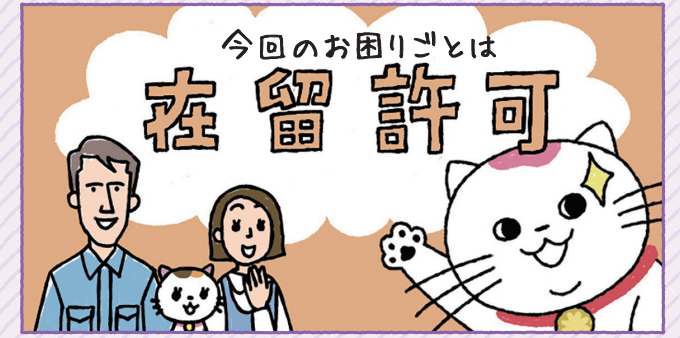
帰化申請



どうやら、「在留許可」の申請が必要になるみたい!

## 解決★ ユキマサくん!

今回のお困りごとは、国際結婚を考えている日本人女性がアメリカに住む彼氏を日本に呼ぶためにはどうすればいいか、というものです。



1 ここは、コスモスタウン。猫社会で行政書士を目指しているユキマサくんがいつものようにコスモス通りを歩いていると、ネコのタマさんに声をかけられました。

2 実は、私のご主人が今度アメリカ人の彼氏と結婚することになった。  
でも、日本で一緒に暮らす場合、どうすればいいかわからなくて困ってるみたい。心配だわ…。

3 数日後、まもる先生の事務所にタマさんのご主人がやってきました。アメリカにいる彼氏をこちらに呼び寄せる手続きについて相談をしているよう…。

そうだ、まもる先生ならわかるかも!

4 ふむふむ、なるほど。彼を日本に呼ぶためには、まず双方の国で婚姻手続きを済ませた後、在留資格認定証明書の交付申請手続きが必要です。

5 証明書が交付されるので、それを提示し、アメリカにある日本領事館でビザ(査証)の発給を受けてください。そうすれば、彼を日本に呼ぶことができますよ。  
※ただし、ビザ(査証)があっても入国できない場合があるので注意が必要です。

入国管理局  
在留資格認定証明書  
大使館  
ビザ  
アメリカ

6 そうなんだ! これでタマさんもみんなと一緒にコスモスタウンで暮らせるね!

7 よかったよかった。タマさんのお手伝いできてよかった! ユキマサくん、ありがとう! これでみんなと一緒に暮らせるわ!

解決★

ホームページもご覧下さい。

解決 ユキマサくん!

日本行政書士会 連合会





# 「自分の畑を上手に活用したい」 そんなあなたは“行政書士”に相談しよう！

所有する畑に家を建てたり、駐車場を作ったり…農地を別の目的で利用するには、  
農地転用の許可申請などをする必要があります。これらの手続きはぜひ行政書士にお任せください。  
また、売買や開発に伴う許可申請や届出など農地に関する各種手続きもサポートします。

## ? 教えてまもる先生! 農地転用のメリットって?



農地を相続したものの、農家ではないためにその活用法に迷ってしまったり、農地の所有そのものが負担  
になってしまったりというケースは多くあります。そんな時こそ、農地の転用が効果を発揮します。  
申請が許可された後は、**住宅地・工場用地・道路・駐車場・資材置場**など自由に活用ことができ、**賃貸や  
売却**を通して、**農業とは違う形で新たな収入を得ることも可能**です。

### 農地転用の利用例と必要な許可

- Q1** 農地のまま、貸し出し  
または売却する時  
↓  
農地法第3条の許可  
が必要です。
- Q2** 自分の農地に家を建てる時  
↓  
農地法第4条の許可  
が必要です。
- Q3** 別の目的で利用するために  
農地を貸し出したりは売却する時  
↓  
農地法第5条の許可  
が必要です。

## 農地転用の許可申請の流れ



申請から許可が下りるまで約6~12週間ほどかかります。  
行政書士は、**農地転用の手続きを確実かつスムーズに進めるお手伝い**をします!

- 1 農業委員会に事前相談**  
農地の種類や必要な許可、転用計画  
の可否などの確認を行います。  
※農地転用が認められないケースもあります。
- 2 農業委員会に必要書類を  
提出・申請**  
農地転用の許可申請書や転用計画書  
などを作成し、申請を行います。  
※さらに、農地が4ヘクタール以下の場合  
は「都道府県知事許可」、4ヘクタール以上  
の場合は「農林水産大臣許可」が必要  
となります。
- 3 許可通知~農地転用**  
各種の審査が終わり、申請書類が無事  
に受理されると、後日許可通知が届き  
ます。



農地転用に関する  
**詳細**はこちらから



農地を別の用途で活用する場合は、  
「農地転用」の許可申請が必要なんだって!

# 解決★ ユキマサくん!

今回のお困りごとは、今まで畑として使用していた土地を  
駐車場にしたいというものです。



**1** ここは、コスモスタウンにあるくらし行政書士事務所。今日もユキマサくんが猫社会の行政書士を目指して勉強をしていると、まもる先生の妹さんと一緒にユキマサくんの弟マコトくんと妹ココロちゃんが遊びにきたよ!

**2** きょうはね、そうだんがあるんだって!  
久しぶり、今日はどうしたの?  
はたけをね、ちゅうしゃじょうにするの!  
それなら、行政書士まもる先生の出番だね!

**3** 隣のマゴコロタウンに住む、まもる先生の妹さんが事務所にやってきました。ココロちゃんが言うとおり、畑を駐車場にしたいのだけど、どのような手続きが必要かという相談です。

**4** 農地転用って、農地をそれ以外の用途で使用する場合は、許可申請や届出が必要になるんだよ。手続き方法は土地のある場所によって異なるんだ。

**5** 今回の場合、畑がある場所が「市街化区域内」だから農業委員会への事前の届出だけで大丈夫だよ。

農地転用

**6** そうなんだ! 手続きは土地のある場所によって違うんだね。知らなかった。

**7** すこいだろ! ぼくの目指している行政書士はいろいろな手続きのスペシャリストなんだ!  
お兄ちゃん! 行政書士ってカッコいい!  
解決 ユキマサくん!

ホームページもご覧下さい。

解決 ユキマサくん!

日本行政書士会 連合会





# 「建設業・産業廃棄物処理業を始めたい」 そんなあなたは“行政書士”に相談しよう！

建設工事（軽微な工事を除く）を請け負う場合や産業廃棄物処理を行う場合は、それぞれ許可を取得する必要があります。行政書士は必要な書類の作成や代理申請はもちろん、「どの種類の許可が必要か?」「許可要件を満たしているか?」といった判断など相談段階から皆さんの許可申請をサポートします。

## 建設業許可の申請・取得の流れ

建設業許可は提出書類が多く、専門的な知識も多く求められる申請です。  
行政書士が**確実かつスムーズな手続きをサポート**します！



1

### 許可要件のチェック

建設業の許可要件を満たしているかのチェック、29業種の中からどの業種を選択・該当するかなどの確認を行います。

2

### 許可申請書・添付書類の作成

3

### 国・各都道府県庁へ申請書の提出

4

### 審査～許可

約1～4ヶ月の期間を経て、問題がなければ許可がおります。

関連する  
その他の申請

- 決算変更届や建設業許可に関する経営・専任技術者などの変更届
- 許可換え・業種追加申請
- 一般・特新規申請
- 経営事項審査申請(経審)
- 入札参加資格申請
- など

## 産業廃棄物処理業許可の申請・取得の流れ



産業廃棄物処理業(産業廃棄物収集運搬業)の許可申請は**荷物を積む地域と下ろす地域が異なる都道府県である場合、双方の地域の許可申請を行わなければなりません。**このような複雑な手続きも全て行政書士が代行します！

1

### 許可要件のチェック

許可要件を満たしているかをチェック、どの種類の許可手続きを行うかを検討します。

2

### 許可申請書・添付書類の作成

3

### 各都道府県庁へ申請書の提出

4

### 審査～許可

約2～3ヶ月の期間を経て、問題がなければ許可がおります。

### 講習会受講

業界団体が実施している講習会を受講。修了証を申請書類の一部として提出します。

### 行政書士が許可申請書類を作成・代理申請できるもの

- ①産業廃棄物収集運搬業許可申請
- ②産業廃棄物処分業許可申請など
- ③一般廃棄物収集運搬業及び処理業許可申請
- ※①、②、③に伴う更新・変更許可申請



許認可申請に関する  
**詳細**はこちらから



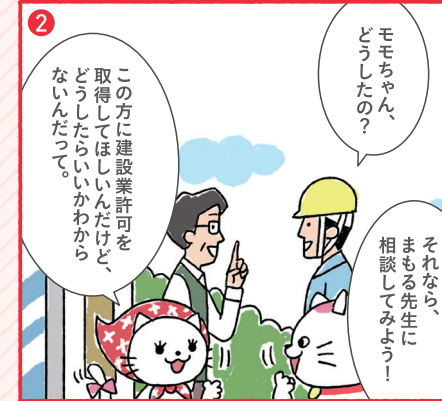
許可の取得には、  
許可要件を満たした書類が必要なんだって！

# 解決★ ユキマサくん！

今回のお困りごとは、「建設業許可」を申請したいが、  
どのような手続きが必要かわからないというものです。



1  
ここは、コスモスタウン。今日も猫社会の行政書士を目指しているユキマサくんが、日課の街のパトロールをしていると、お隣に住むたつおさんとネコのモモちゃんが誰かと話し合いをしているようです。



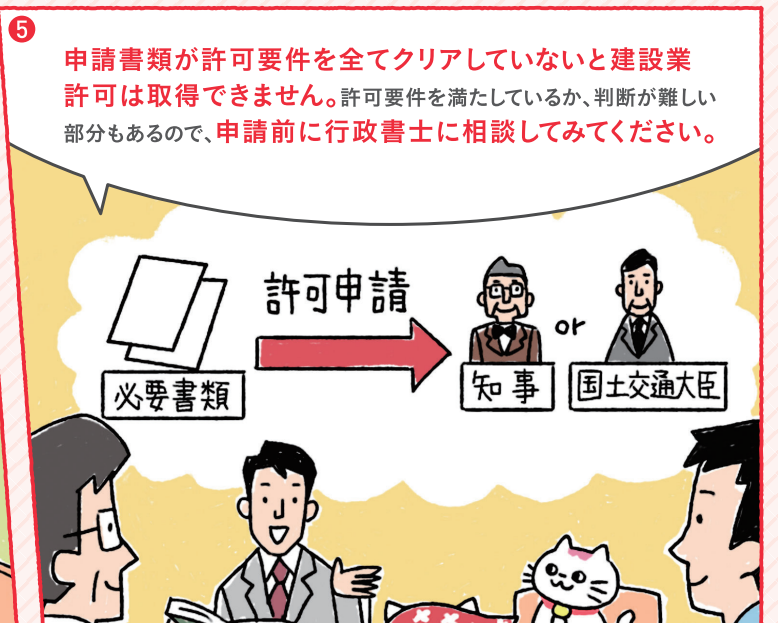
2  
この方に建設業許可を  
取得してほしいんだけど、  
どうしたらいいかわから  
ないんだって。  
モモちゃん、  
どうしたの？  
それなら、  
まもる先生に  
相談してみよう！



3  
ユキマサ、おかえり。  
おや、お客さんかな？  
カランカラン  
建設業許可申請  
について、  
教えてほしいんだ。



4  
なるほど。まず、建設業許可には、  
**一般建設業許可と特定建設業許可の  
2種類があります。**  
それぞれ許可要件の内容が異なります。



5  
**申請書類が許可要件を全てクリアしていないと建設業  
許可は取得できません。**許可要件を満たしているか、判断が難しい  
部分もあるので、**申請前に行政書士に相談してみてください。**



6  
そうなんだ！  
許可要件を満たしているか  
分からない時には、**行政書士に  
相談したら、安心だね。**



7  
あつ！建設業許可  
取得できたんだ。  
よかった、よかった。  
**解決★**

ホームページも  
ご覧下さい。

解決  
ユキマサくん!

日本行政書士会  
連合会

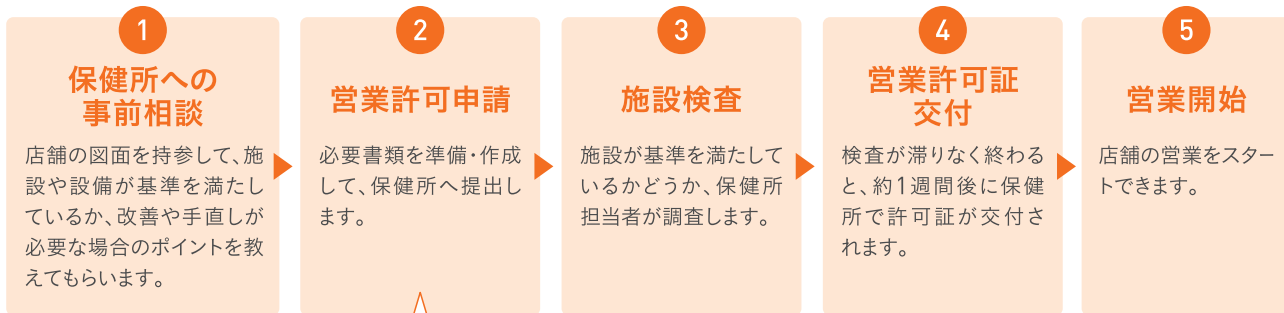




# 「飲食店を始めたい!」と思ったら、 「行政書士」に相談しよう!

飲食店やスナックなどのお店を始める際には、営業開始前に許可申請が必要です。  
行政書士は必要書類の作成や申請代行はもちろん、店舗の構想や「どの許可が必要か?」といった段階からの相談にも対応します。

## カフェ・レストラン・バー・居酒屋などの場合は… 保健所への「飲食店営業許可申請」が必要です!



### 必要書類例

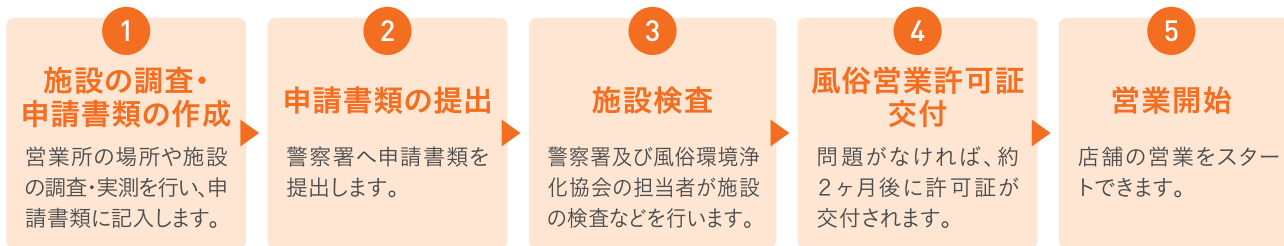
- 営業許可申請書
- 営業施設の概要・配置図
- 登記事項証明書(法人の場合)

深夜0時以降に主にお酒を提供することを目的として営業をする場合(バーなど)は、  
「深夜酒類提供飲食店営業開始届」の提出が必要です。

## スナック・ナイトクラブ・ゲームセンターなどの場合は… 警察署への「風俗営業許可申請」が必要です!



行政書士は、書類の作成だけでなく、事前相談や検査にも立ち会い、  
開店までの準備がスムーズに進むよう、サポートします!



さらに、飲食を伴う場合は「飲食店営業許可申請」が必要です。個別の接待を伴わない場合や商業施設などの一部で営業するゲームセンターなど、風俗営業許可申請が不要な場合もあります。



許認可申請に関する  
**詳細**はこちらから



どうやら、「営業許可」の申請が必要なんだって!

# 解決★ ユキマサくん!

今回のお困りごとは、新しく飲食店を始めたいが、  
どのような手続きが必要かわからないというものです。



**1** ここは、コスモスタウンにあるくらし行政書士事務所。今日も猫社会の行政書士を目指してユキマサくんが勉強をしていると、チャイムが鳴りました。ドアをあけると…

**2** わぁ! パパ! ママ! アメリカから帰ってきたの?  
そうだよ! 元気にしたかい? ユキマサ。  
しばらく見ないあいだに、大きくなったのね。

**3** ユキマサくんのパパとママの飼い主でもあるまる先生のご両親がアメリカから帰国し、事務所を訪ねてきました。どうやら、食品衛生責任者の資格を活かしてコスモスタウンでお店を開きたいという相談です。

**4** お父さん、お店は「ホットドッグ屋」なんだね。その場合は、**飲食店営業に分類されるから、「飲食店営業許可申請」が必要になるよ。**

**5** **お店を出す場所を管轄する保健所に営業施設としての基準を満たしているかどうか書類を提出して、確認してもらわないといけなね。**

**6** そうなんだ! 今回はコスモスタウンを管轄している保健所に書類を提出すればいいんだね!

**7** ぼくもまる先生みたいに街のみんなの役に立てようがんばるよ!  
ご主人のお店が無事オープンしたわ!  
行政書士さんはほんとうに心強い味方だね。

解決★ ユキマサくん!

ホームページもご覧下さい。

日本行政書士会連合会





# 「自動車を購入したら…」登録申請は「行政書士」にお任せください!

マイカーや社用車の購入・保有にあたっては、ナンバー変更や名義変更などの自動車登録や車庫証明の申請が必要です。新車・中古車の購入、車の譲渡・譲受などさまざまなケースに応じて、適切な登録申請を行政書士がサポートします。

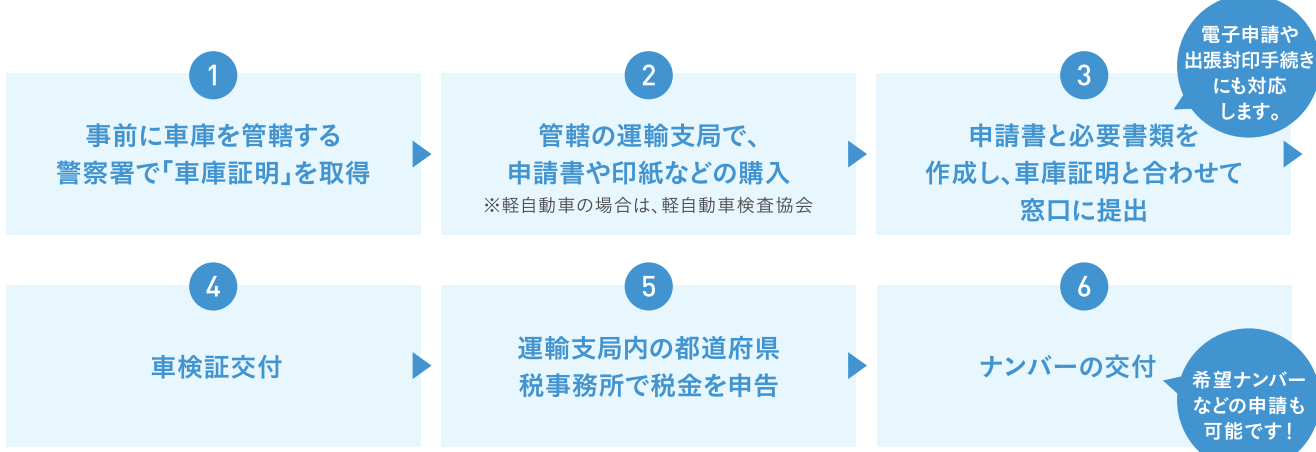
## ? 教えてまもる先生! こんな時、どんな申請が必要?

- Q1** ナンバーのついていない新車・中古車を購入した時  
↓  
「新規登録申請」と「車庫証明」が必要です!
- Q2** 家族や友人から車を譲り受けた、または購入した時  
↓  
「移転登録(名義変更)」と「車庫証明」が必要です!
- Q3** 結婚して氏名が変わった、引越して住所が変わった時  
↓  
「変更登録申請」と「車庫証明」が必要です!
- Q4** 車の使用をやめる、廃車にする時  
↓  
「抹消登録申請」が必要です!

## 自動車登録手続きの流れ



自動車登録にあたって、必要な手順や書類作成がたくさんあります。さらに、警察署や運輸支局は受付が平日のみであることがほとんどです。行政書士なら手続きの全てを代行することができます。また、トラック・バス・タクシーなどの運送事業許可申請にも対応しています。



※軽自動車の場合、または地域によって扱いが異なる場合があります。



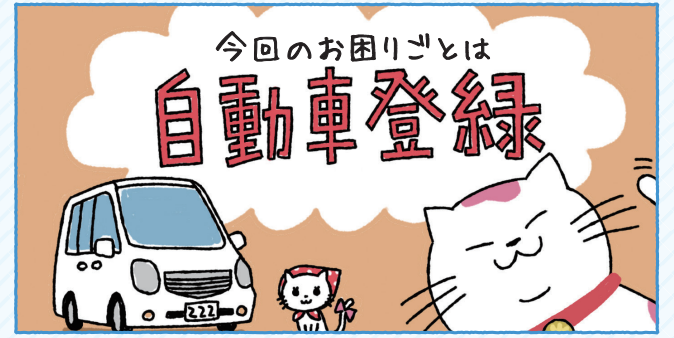
自動車登録に関する詳細はこちらから



どうやら「自動車登録手続き」が必要になるみたい!

## 解決★ ユキマサくん!

今回のお困りごとは、自動車を購入する場合、といった手続きが必要かというものです。



**1** ここは、コスモタウン。今日も猫社会で行政書士を目指しているユキマサくんが、日課の街のパトロールに出かけようとする、お隣に住む憧れのネコ、モモちゃんに会いました。

**2** わたしのご主人がようやく車を買うことになったの! そうなんだ。車の登録手続きも行政書士がお手伝いできるんだよ。 そうなの? 知らなかったわ!

**3** 次の日、まもる先生の事務所にモモちゃんのご主人が車を購入する際の手続きについて相談にやってきました。どうやら、車の所有には行政機関への登録が必要ようです。

**4** 新車を購入する場合は「新規登録」の必要書類を揃え、管轄の運輸支局に申請します。都道府県によってはインターネットで申請ができるケースもありますよ。手続きが完了するとナンバープレートが付与され、公道で車を走らせることができますようになります。

**5** もし、登録済みの車を譲り受ける場合は、車の所有者が変更されるので「移転登録」が必要です。15日以内に必要書類を管轄の運輸支局に届けることが義務付けられています。

必要書類 → 15日以内 → 管轄の運輸局

**6** そうなんだ! 今回は新車購入だから「新規登録」だね! 手続きは行政書士が代理することもできるから、平日忙しいモモちゃんのご主人も安心だ!

**7** えへへ。モモちゃんのためなら。何かあったら、いつでも相談にのるよ! おかげさまで、無事手続きが済んだみたい。ありがと。ユキマサくん。

解決★ ユキマサくん!

ホームページもご覧下さい。

日本行政書士会連合会